

役員及び評議員の報酬等に関する基準

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人アリス（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4)報酬とは、職務執行の対価として発生する報酬であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1)常勤の理事・・・報酬
- (2)非常勤の役員・・・報酬
- (3)評議員・・・報酬

(報酬の額の算定方法)

- 第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、次に掲げる報酬の区分に並び、別表第1に定める額とする。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に並び、当該各号に定める時期とする。

- (1)報酬 毎月10日（支給日が休日にあたる場合はその前日）

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のためにあつた回数に応じ、年度分をまとめて次年度の6月末までに支払うものとする。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあつて旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月26日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 10,000円
理事	月額 10,000円

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

(1)理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2)監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表第3 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円